

令和6年度 前期 ビジネス・キャリア検定試験

企業法務・総務分野

2級 企業法務（取引法務）

試験問題

(30 ページ)

1. 試験時間 110 分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、受験票に記載されている試験区分名と同じか確認してください。申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、40題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配 点) 問題1～問題40 各2.5点 合計100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上の正答。
- (5) 関係法令、会計基準、J I S等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和6年5月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) マークシート（解答用紙）には、①試験区分名、②氏名、③座席番号、④受験番号、⑤生年月日を正確に記入してください。なお、受験番号の最後の桁は、アルファベットですので、数字と間違えないように注意してください。
- (7) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆又はシャープペンシルのいずれかで、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となることがありますので、きれいに消してください。
- (8) マークシートには、所定の事項以外は絶対に書き込まないでください。なお、計算等が必要な場合は、問題用紙の余白又は裏面を使用してください。
- (9) マークシートにはア～オまでマークする欄があります。問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
- (10) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (11) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (12) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (13) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (14) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
- (15) 替え玉受験、試験中に受験者間で情報を授受する行為、指定されたもの以外のものを机の上に置く行為、カンニング行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (16) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。
- (17) 試験終了後の正解表の公表、合格発表等のスケジュールは、受験票に記載しておりますので、ご確認ください。

問題文中、次の法令等は略称で記載されています。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 → 独禁法
- ・労働者災害補償保険法 → 労災保険法
- ・特定商取引に関する法律 → 特商法
- ・動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
→ 動産・債権譲渡特例法

問題 1 売買基本契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 売買基本契約とは継続的売買契約のことをいい、売買の当事者間において1回のみの売買を前提としたものではなく、反復継続して行われる売買を前提としている。共通して適用される条項を当該売買基本契約にてあらかじめ合意することにより、個別の売買取引の都度、契約当事者間で様々な条件について交渉・合意する手間を省くことができる。なお、売買基本契約が適用される個別の売買取引において、売買基本契約に定めがない条件を補遺的に定め、合意することは可能である。
- イ. 売買基本契約においては、実務上、適用される売買の目的物の範囲を特定するケースと、適用される売買の目的物の範囲をあえて特定しないケースがある。
- ウ. 売買基本契約において、売主に一定数の目的物を販売する義務を定める条項や、買主に一定の目的物を購入する義務を定める条項がない限り、売買基本契約を締結した場合であっても、当該売買基本契約に基づき個別の売買契約が締結されない限り、売主の目的物の販売義務や、買主の目的物の購入義務が法律上認められるわけではないのが通常である。
- エ. 売買基本契約においては、相手方に対する損害賠償額の上限を定める条項を設けることが多いが、当該条項は主として買主側が代金の支払を遅滞したことによる買主の売主に対する損害賠償責任の範囲を限定する意図で設けられることが多い。
- オ. 売買基本契約が売買契約の当事者間で締結されていない場合でも、長年にわたり、当事者間で個別売買契約が締結されている事実があるときは、売買契約の売主が買主に対して、予告期間を設けずに今後は売買契約を締結しない意向を伝えると、買主から売主に対する損害賠償請求が認められることがある。

問題2 販売代理店契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 販売代理店契約において、販売元と販売代理店との契約関係は代理契約関係ではなく、売買契約関係であるのが通例である。
- イ. 販売代理店のうち、特定の販売地域において排他的な販売権を与えられたものを総代理店という。
- ウ. 販売元が販売代理店による競合製品の取扱いを制限することは、理由を問わず独禁法上問題となる。
- エ. 販売元が販売代理店に対して最低販売数量を設定すること自体は、独禁法上問題ないが、当該最低販売数量の設定が販売代理店の経営を圧迫するような過度な負担を強いる場合は、注意を要する。
- オ. 販売元が「市場における有力なメーカー」である場合で、販売代理店に対して当該販売地域外における販売を制限したり、当該販売地域以外の顧客側からの引き合いや注文に応じたりすることを一切禁止するような規定は、独禁法違反となり得る。

問題3 以下の＜事例＞に基づいた場合、ライセンス契約書のドラフト作成を指示されたA社の法務部員の発言として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

今般、A社が開発し、宣伝広告やイベントを行うなどの活動を通じて一般社会における一定の認知度を獲得したキャラクターX（以下「本件キャラクター」という。）を、日常雑貨品の製造・販売を行う老舗のB社に対してランニングロイヤリティの支払を対価としてライセンスすることになり、A社がライセンス契約書のドラフトを作成し、B社に提示することとなった。

- ア. B社が営んでいる業務は日常雑貨品の製造・販売であることから、本件キャラクターのB社へのライセンスにあたり、ライセンスの対象となる商品を契約上特定することまでは求めなくてよい。
- イ. 当社は本件キャラクターをB社にライセンスする代わりに、ロイヤリティを受け取ることから、本件キャラクターが第三者の権利を一切侵害しないことを保証するのは当然である。
- ウ. B社は老舗企業で業界の評判も良いので、B社から当社に対して本件キャラクターを用いてどのような商品を製造、販売したかについて四半期ごとに報告を受ければよく、事前に本件キャラクターの使用形態について確認する必要性はない。
- エ. 当社は、本件キャラクターを第三者が無断で利用していないかどうかについて定期的に調査していることから、B社に対し、第三者が本件キャラクターを無断で日常雑貨に用いていること又はその可能性があることを発見した場合に、速やかにその旨を当社に通知する義務を課しておく必要はない。
- オ. B社が本件キャラクターを用いた雑貨品を製造、販売した場合に、当該雑貨品の材質・品質・欠陥等、雑貨品自体に起因する事由（以下「本件事由」という。）に基づき第三者より請求・訴訟等を受けた場合、B社の責任と費用負担により当該請求・訴訟等を解決するものとし、当社に一切損害を及ぼさないものとし、万一、当社が本件事由に関連し損害を被った場合は、B社が損害を全て補償する旨の条項を入れておいた方がよい。

問題4 ソフトウェアの利用を許諾する形態として、ソフトウェアを顧客である利用者（以下「ユーザー」という。）のコンピュータ上に複製・インストールすることを前提とする利用許諾形態（以下「従来型ソフトウェア利用許諾」という。）ではなく、サービス提供者たる利用許諾者（以下「サービス提供者」という。）が設置するサーバー上にインストールされたソフトウェアを、ユーザーが自己のPC端末からインターネットを通じて直接実行し、一定の業務処理を行うことを許諾するという、いわゆるASPサービスないしクラウドサービスと呼ばれるソフトウェア利用許諾形態（以下「ASPサービス」という。）も一般的になっている。このようなASPサービスと従来型ソフトウェア利用許諾を比較した場合の記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. ASPサービスでは、従来型ソフトウェア利用許諾と異なり、ソフトウェアの利用により得られた成果物や業務処理の結果について、サービス提供者が損害賠償責任を負うことは理論的に考えにくく、ASPサービス利用契約においては、損害賠償請求条項や損害賠償責任の制限条項の必要性は低くなっている。
- イ. ソフトウェアの実行により得られた成果物や業務処理の結果について、その権利の帰属について契約上の定めを置くことの必要性は、ASPサービス利用契約でも従来型ソフトウェア利用許諾契約でも変わりはない。
- ウ. 不可抗力によるソフトウェアの利用不能について、ASPサービス利用契約においては、従来型ソフトウェア利用許諾契約よりも、より詳細な規定が必要になる。
- エ. 従来型ソフトウェア利用許諾契約、ASPサービス利用契約のいずれにおいても、ユーザーが用意すべきソフトウェア利用環境について契約上明確にしておくことが必要である点に相違はない。
- オ. 従来型ソフトウェア利用許諾契約、ASPサービス利用契約のいずれにおいても、ソフトウェアの利用許諾者、サービス提供者が、ソフトウェアの動作可能性について、どの程度の保証を提供すべきかについて契約上明確にしておくことが必要である点に相違はない。

問題5 ファイナンス・リース契約に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. リース物件の利用者は、リース物件に何らかの契約不適合があったとしても、リース会社に対して、契約不適合責任に基づく修補を請求することができない。
- B. リース物件の利用者は、リース会社に対する原状回復義務を損なわない範囲であっても、リース物件に対して、質権を設定することはできない。
- C. リース契約期間が満了した時点において、リース物件が不可抗力により滅失していた場合には、リース物件の利用者は、リース会社に対して原状回復義務を負わない。
- D. リース物件の所有権はリース会社に帰属し、リース期間中にリース物件が天災により滅失した場合、リース会社は、リース物件の利用者に対してリース料を請求することができない。
- E. リース物件の利用者にリース契約違反があった場合、リース会社は、リース契約の期間途中でであっても、リース契約を解除し、リース物件の返還を求めることができる。

- ア. A、B
- イ. B、C
- ウ. C、D
- エ. D、E
- オ. A、E

(問題は、次のページに続きます。)

問題6 以下の＜事例＞の下線部（ア）～（オ）の内容において、明らかに誤っているとはいえないものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は老舗のカメラメーカーで、カメラ業界では上位3社の一角をなす企業であるが、スマートフォンの普及に伴い、スマートフォン用カメラアプリの開発販売に向けて、アプリ作成で豊富な実績・ノウハウを有するベンチャー企業B社と、高機能カメラアプリの共同研究開発を行うことになった。

以下は、B社の従業員であるXとYとの会話である。

X：まだ、プレスリリースはされていないのですが、うちの会社が老舗カメラメーカーと、高機能カメラアプリの共同研究開発を行うことになったようです。早速、A社から共同研究開発契約のドラフトが送付されてきて、社長から内容を至急検討するよう指示があったのですが、色々と相談に乗ってもらえないでしょうか。

Y：まず、共同研究開発契約では、A社とB社との役割分担を明確にしておくことが重要だよ。（ア）ただ、今回の共同研究開発は、カメラメーカー社であるA社と、アプリ開発会社である我が社との役割分担は、わざわざ契約書に記載しなくても、自ずと明らかで紛争になる余地はないから、契約書でわざわざ各社の役割分担について触れる必要はないと思うよ。

X：次に、共同研究開発費用の負担については、「A社及びB社は、自己の役割分担業務の履行から生ずる一切の費用をそれぞれ負担するものとする。」という文言があるのですが、この点については、特段修正は必要ないでしょうか。

Y：共同研究開発契約においては、それぞれの役割分担とされた業務については各自の費用負担とするのが一般的なので、その内容で問題ないと思うよ。（イ）A社から持ちかけられた共同研究開発であることやA社の資金力と我が社の資金力には大きな差があることは、役割分担とされた業務について各社が負担するかどうかとは無関係なので、我が社の役割分担とされた業務についての費用負担を求めるのは筋違いだと思うよ。

X：では、次に「知的財産権等の帰属」と題する条項について、アドバイスをしてもらえないでしょうか。「本件共同研究開発の過程において発生した成果物に関する全ての発明、実用新案、商標、意匠、ソフトウェア及びノウハウ並びにこれらに係る一切の権利（出願中のものを含む。以下、総称して「本件知的財産権等」という。）は、A社及びB社による持分均等の共有とする。」という文言については、どうでしょうか。

Y：（ウ）共同研究開発とはいえ、A社はあくまで既存のカメラの技術やノウハウ等の情報を提供するだけで、実際にプログラミングして、アプリを開発するのは我が社なので、ソフトウェアについてA社と我が社で持分均等の共有とするのはありえないと思うよ。

X：A社のドラフトには、「A社及びB社は、本件共同研究開発と同一のテーマについて、共同研究開発期間中に、相手方の事前の書面による同意なくして、独自の又は第三者との研究開発を行ってはならない。」という条項があるのですが、この点は問題ないでしょうか。

Y：（エ）共同研究開発契約の契約期間中とはいえ、各企業がどのようなテーマに

ついて研究をするかは各企業の自由だし、我が社としては、他のカメラメーカーから同種の依頼もあるかもしれない。そうした可能性を排除してしまう当該条項は、独禁法に定める不公正な取引方法に該当するので、削除を要求すべきだと思うよ。

X：では、「A社又はB社が、本件共同研究開発の成果物（カメラアプリ等）を第三者に実施・利用許諾する場合には、相手方と当該許諾の可否及び許諾条件について協議し同意を得なければならない。」という条項はどうでしょうか。

Y：（オ）共同研究開発の成果物については、資金力に勝るA社が我が社に無断で、抜け駆け的に、共同研究開発の成果物のうちの特許発明を自ら利用することにより、共同研究開発に費やしたコストをA社だけが優先的に回収する事態は防ぐ必要があると思うよ。そこで、第三者に対する成果物の実施・利用許諾だけではなく、各当事者自身による成果物の利用についても、相手方との協議及び同意が必要である旨の条項に変更することが、我が社にとって必要だと思うよ。

問題7 以下の＜事例＞に基づいた場合、外国籍従業員との雇用関係に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

日本法人である電子部品商社A社は、米国籍であるB氏を、東京都港区に所在するA社本社の欧米販売部担当者（勤務地A社本社所在地）として採用することを検討している。

ア．A社とB氏との間で別段の合意がない限り、両者間の雇用契約の準拠法は日本法となる。

イ．A社とB氏との間で、雇用契約の準拠法を米国法とした場合でも、日本の最低賃金法はA社とB氏との雇用関係に適用される。

ウ．A社とB氏との間で、雇用契約の準拠法を米国法とした場合でも、B氏は、日本の労災保険法に基づく給付対象者となることができる。

エ．B氏が雇用契約の準拠法につき米国法とすることを主張し、A社としては日本法以外の準拠法を受け入れ難い場合でも、A社はそのことのみを理由としてB氏との雇用契約締結を拒むことはできない。

オ．B氏の日本語の読解能力が、日本における義務教育修了者となんら変わらない場合、B氏に対するA社からの労働条件通知書は日本語によるもので良い。

問題 8 民法で定める定型約款に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 定型約款とは、定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。
- イ. 民法で定める「定型約款」は、あくまで企業と消費者間での取引を想定しているため、企業間取引において、一方当事者があらかじめ準備した条項をまとめた約款を用意して、当該約款が当事者間の取引に適用される旨を定めても、民法で定める「定型約款」には該当しない。
- ウ. 消費者向けの約款については、民法の定型約款に関する条項が適用されるほか、消費者契約法の規定も適用される。
- エ. 定型約款の内容が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものである場合は、定型約款の条項の内容を相手方が認識していなくても、取引に際して定型約款の内容とする旨をあらかじめ相手方に表示していたときは、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされる。
- オ. 定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合する場合又は変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合は、定型約款準備者は、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

問題 9 商品や役務の取引において、不公正な取引方法に該当する行為として、公正取引委員会は具体的な類型を指定し、これらの行為類型は一般指定と呼ばれている。以下の選択肢において、一般指定の行為類型のみを列挙したものは、次のうちどれか。

- ア. 共同の取引拒絶、差別対価、三条書面の不発行
- イ. 不当廉売、不当高価購入、返品
- ウ. 優越的地位の濫用、抱き合わせ販売、再販売価格の拘束
- エ. 排他条件付取引、拘束条件付取引、支払期日が60日を超える取引
- オ. ぎまんの顧客誘因、不当な利益による顧客誘因、有償支給原材料の早期決済

問題10 特商法及び消費者契約法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．特商法には、オプトイン規制があり、消費者があらかじめ承諾した場合でない限り、通信販売に関する電子メール広告を送信することも一定の例外を除き禁止される。
- イ．消費者契約法では、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項は無効となる。事業者が解除権の有無を決定する権限を付与する条項も同様に無効となる。
- ウ．消費者契約法では、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免責する条項は無効となる。
- エ．特商法に定められている「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が「郵便等」によって売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品、権利の販売、又は役務の提供のことをいうが、インターネット上のWebサイトに掲出された広告等を見た消費者が、郵便や電話、インターネット等で購入の申込みを行う取引はこれに含まれない。
- オ．消費者契約法では、消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものは、その超える部分が無効となる。

問題11 以下の＜事例＞に基づいた場合、知的財産権の帰属と契約の関係に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

職業人を対象に職業能力開発教育事業や検定試験を実施する法人甲（以下「甲」という。）は、検定試験の実施を効率的かつ円滑に進めるため、オンライン検定を導入したいと考えている。

そこで、甲は、オンライン会議システムを開発・販売する法人乙（以下「乙」という。）に、当該オンライン検定を実施するためのソフトウェア開発を委託する交渉を始めた。

乙は、乙の従業員丙、丁、戊の3名からなる開発チームにより、当該オンライン検定実施ソフトウェア（以下「本件ソフトウェア」という。）を開発すべく社内検討を開始したところである。

甲から乙への発注は、請負型のソフトウェア開発委託契約となることは甲乙間で合意できているが、本件ソフトウェアに関する知的財産権の帰属については、甲乙間の交渉がこれから始まる予定である。

- ア．請負型のソフトウェア開発委託の場合、ソフトウェアに関して生じる著作権は、特に契約に定めがなくても、請負の性質上、当然に注文者（委託者）に帰属するのが原則である。従って、本件ソフトウェアに関する著作権も、甲乙間で特に契約上の取決めがなければ、甲に帰属するのが原則である。
- イ．請負型のソフトウェア開発委託契約について、民法の請負に関する規定、特許法及び著作権法には、注文者（委託者）と請負人（受託者）との間の権利の移転・帰属に関する定めは置かれていない。従って、甲乙間で特に契約上の取決めがなければ、特許を受ける権利については発明を行った当事者である乙（又は丙、丁、戊）、著作権についても、当該著作物の創作を行った乙（又は丙、丁、戊）に帰属するのが原則である。
- ウ．請負型のソフトウェア開発委託の場合、対価の相当性があれば、特に契約に定めがなくても、開発委託の過程で生じた発明に関して特許を受ける権利は、請負の性質上、当然に注文者（委託者）に帰属するのが原則である。従って、本件ソフトウェアの開発過程で生じた発明についても、甲乙間で特に契約上の取決めがなければ、特許を受ける権利は、原則として、甲に帰属する。
- エ．法人の従業員の職務発明、すなわち法人の従業員が法人の業務として行った発明について特許を受ける権利は、当該法人与従業員との間に権利の帰属について特段の取決めがない場合には、原則として、雇用主たる法人に帰属する。従って、本件ソフトウェアの開発過程で丙、丁及び戊の全員又は一部の者が行った発明についても、一次的には乙に帰属する。
- オ．著作権法における著作者は、自然人であることが原則である。従って、本件ソフトウェアのプログラムの著作権は、一次的には丙、丁及び戊の全員又は一部の者に帰属する。

問題12 契約上の地位譲渡、承継と債権譲渡、債務引受の異同に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 甲を売主、乙を買主とする自動車の売買契約が締結され、甲乙双方が未履行の場合、甲乙間で特段の事前合意がない限り、甲は乙の個別同意なく売買代金債権を第三者丙に譲渡することができるが、自動車の引渡債務を丙に承継させるためには、乙の同意を得ることが必要である。
- イ. 甲を売主、乙を買主とする自動車の売買契約が締結され、甲乙双方が未履行の時点で、甲は乙に対する売買代金債権を丙に譲渡し、対抗要件も備えた。甲が自動車を引き渡しても乙が丙に売買代金を支払わない場合、丙は自動車の売買契約を解除することができる。
- ウ. アニメーション作品である「破滅の刀」のキャラクターの玩具への商品化権ライセンスにつき、株式会社甲をライセンサー、株式会社乙をライセンシーとする商品化権ライセンス契約が締結された。その後、乙を消滅会社、丙を存続会社とする吸収合併が行われ効力が発生した場合、当該ライセンス契約に特段の合意がない限り、乙のライセンシーとしての契約上の地位は丙に承継されず、将来に向かって効力を失う。
- エ. アニメーション作品である「自滅の刀」のキャラクターの玩具への商品化権ライセンスにつき、株式会社甲をライセンサー、株式会社乙をライセンシーとする商品化権ライセンス契約が締結された。その後、甲を消滅会社、丙を存続会社とする吸収合併が行われ効力が発生した場合、当該ライセンス契約に特段の合意がない限り、甲のライセンサーとしての契約上の地位は丙に承継されず、将来に向かって効力を失う。
- オ. 自然人甲は、自己の肖像画を著名画家である自然人乙に描いてもらう契約を締結した。肖像画の描画途中で乙が死亡し、丙が乙を相続した場合、甲丙間で合意解除しない限り、丙は乙の包括承継人たる相続人として契約履行義務を負うことになる。

問題13 法定地上権に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 抵当権設定時に土地が更地の場合には、設定後に建物が建っても法定地上権は成立しない。
- イ. 土地に抵当権設定した当時、建物が存在したが、その後に建物が滅失し再築された場合、法定地上権は成立する。
- ウ. 抵当権設定時に土地と建物が同一所有者に帰属していれば、その後に土地や建物の譲渡により所有者が変わっても法定地上権は成立する。
- エ. 抵当権設定時に土地と建物の所有者が別人であったがその後に同一の所有者となった場合、法定地上権は成立する。
- オ. 抵当権設定時に土地建物共にA及びBの共有で、土地及び建物のA及びBの持分に共同して抵当権が設定された場合、法定地上権は成立する。

問題14 個人保証（保証人が法人でないもの）に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．貸金契約に係る債務を主たる債務とする根保証契約で、極度額の定めのないものは無効である。
- イ．貸借契約に係る債務を主たる債務とする根保証契約で、極度額の定めのないものは無効である。
- ウ．書面又は電磁的記録によらない根保証契約は、全て無効である。
- エ．貸金契約に係る債務を主たる債務とする根保証契約で、根保証契約の締結の日から5年を超える日を元本確定期日とする定めは無効である。
- オ．元本確定期日の定めのない根保証契約は、全て契約締結日から3年後の日が元本確定日となる。

問題15 以下の＜事例＞に基づいた場合、動産譲渡担保に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

産業機械用の部品を製造するS社は、経営状況が悪化したため、取引先G社から運転資金を借りるために自社工場にある高性能の工作機械（日常的に部品の製造に使用している）にG社のために譲渡担保権を設定し、引き続き本件工作機械を使用していた。なお、動産譲渡担保契約書には、「S社は、G社から求められたときは、本件工作機械がG社の所有に係るものであることを明示する表示板を、本件工作機械及び本件工作機械を設置する建屋入場口に設置する。」との条項が設けられた。

- ア．譲渡担保は民法に明文化されているものではなく、判例上も譲渡担保の有効性について見解が分かれることがあるため、民法に明文がある質権を利用する方が望ましい。
- イ．S社は更に別の取引先であるB社のためにも本件工作機械に譲渡担保権を設定し運転資金を借り入れた。G社及びB社が共に、動産・債権譲渡特例法による動産譲渡登記を行っていた場合、登記の日付の先後により優劣が決められる。
- ウ．動産譲渡担保契約書の上記条項は、本件工作機械がG社に無断で第三者に売却され即時取得されるのを防ぐ目的で設けられるが、実際に表示板が設置されたとしても実効性には乏しい。
- エ．G社が動産・債権譲渡特例法による動産譲渡登記を行っていた場合は、本件工作機械がG社に無断で第三者に売却されても常に即時取得を防ぐことができる。
- オ．S社が支払停止状態となり、G社が譲渡担保権を実行するより先に一般債権者であるC社が本件工作機械を差し押さえた。この場合、G社は、動産執行手続に加わって優先的に配当を要求するほかない。

問題16 以下の＜事例＞に基づいた場合、集合物譲渡担保に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

薬品製造販売会社であるA社は、健康食品製造販売会社B社に健康サプリメントの原料を販売しており、B社はA社から仕入れた原料を加工し、健康サプリメント商品を製造し販売している。A社は、原料の売買代金を担保するため、B社から、B社の製造所所在地である東京都大田区羽田にあるB社甲倉庫内に保管される商品「健康MAXビタミンC」の全てに集合物譲渡担保の設定を受けた。なお、集合物譲渡担保設定時に甲倉庫には、約2万個の「健康MAXビタミンC」が保管されていた。

- ア．A社のために集合物譲渡担保が設定された後、B社は、約3千個の「健康MAXビタミンC」を、薬局チェーン店を展開するD社に販売する契約を締結し、甲倉庫から出荷し、名古屋市に所在するD社倉庫にて引き渡した。当該3千個の「健康MAXビタミンC」には、A社のための譲渡担保の効力は及ばない。
- イ．A社のために集合物譲渡担保が設定された後、甲倉庫に更に2千個の「健康MAXビタミンC」が運び込まれた。当該2千個の「健康MAXビタミンC」には、A社のための譲渡担保の効力は及ばない。
- ウ．A社のために集合物譲渡担保が設定された後、甲倉庫にB社が別途製造した健康器具「のびのび背筋ノビール」100台が運び込まれた。当該「のびのび背筋ノビール」100台にも、A社のための譲渡担保の効力が及ぶ。
- エ．A社は、再三の督促にもかかわらず、B社が原料の売買代金を支払わないため譲渡担保権を実行することにした。A社は、譲渡担保権の実行の手段として、甲倉庫内の「健康MAXビタミンC」を競売に付する必要がある。
- オ．B社の「健康MAXビタミンC」の売れ行きが非常に好調で、甲倉庫内の「健康MAXビタミンC」の在庫がなくなってしまった。新たに製造される「健康MAXビタミンC」が甲倉庫に入るには、1ヵ月ほど必要となる見込みであるが、甲倉庫内の「健康MAXビタミンC」がなくなってしまった以上、A社のために設定された譲渡担保権は消滅する。

問題17 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、相殺に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

関東で食品スーパーマーケットを展開するA社は、養鶏場を営むB社から鶏卵を仕入れている。B社の経営が悪化し、B社に鶏のエサを販売するC社は「B社との取引を控えたい」と言っている。B社から鶏卵の安定供給を受けたいA社は、B社に対して経営支援をしたが、B社は支払停止となった。

- ア． A社が別途B社に対し損害賠償請求権を有していた場合、A社は、B社のA社に対する売掛債権と、A社のB社に対する損害賠償請求権を相殺することができる。
- イ． A社は、B社の支払停止前に、B社に対して事業資金を貸し付けた。B社が支払停止となったので、A社は、この貸付金とB社のA社に対する売掛債権を同額で相殺しようとしたが、B社のA社に対する売掛債権の弁済期が未到来だったため、相殺できなかった。
- ウ． B社の支払停止前に、B社のA社に対する売掛債権がD社により差し押さえられた。その後、A社は、C社のB社に対する売掛債権をC社から譲り受けたが、これとB社のA社に対する売掛債権を相殺することはできない。
- エ． A社は、C社のB社に対する売掛債権をC社から譲り受けたが、これがB社の民事再生手続開始後だった場合、A社は、譲り受けた売掛債権とB社のA社に対する売掛債権を同額で相殺することができない。
- オ． A社は、B社の支払停止前に、C社のB社に対する売掛債権をC社に対し連帯保証した。B社が支払停止となったので、A社は、C社に対し保証債務を弁済し、A社のB社に対する求償債権とB社のA社に対する売掛債権を同額で相殺することができる。

問題18 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、債権譲渡に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

化成品を製造販売するA社は、現在、特に経営が悪化している状況にはないが、原材料の大口調達先であるB社から担保の提供を求められた。そこで、A社は、自社の大口顧客であるS社に対して継続的に将来発生する売掛代金債権を、B社に対して集合債権譲渡した（以下「本債権譲渡」という。）。その際、A社とB社は、A社がB社に対して債務不履行に陥らない限りは、A社が債権を回収し、その回収金を自己に帰属させ、もし債務不履行に陥った場合にB社が譲渡債権の取立権限を得ることを合意した。

- ア．A社は、自社が経営悪化しているとS社から誤解されることを懸念して、本債権譲渡の時点ではS社に対して譲渡通知をしなかった。この場合本債権譲渡は原則として無効であるが、将来B社が取立てを開始するまでに譲渡通知がなされれば、本債権譲渡は遡って有効となる。
- イ．B社は、A社による二重譲渡のリスクに備えて、本債権譲渡の時点で第三者対抗要件を備えておきたいと考えている。第三者対抗要件を備える方法としては、A社からS社に対して確定日付のある証書による譲渡通知を出すか、S社から確定日付のある証書による譲渡の承諾を得るほかない。
- ウ．仮に本債権譲渡の時点で、S社に対する売掛代金債権には「A社はS社の承諾なしに第三者に譲渡できない。」というA社・S社間の特約（以下「本特約」という。）が付されており、B社が本特約について悪意又は重過失であった場合、本債権譲渡は無効になる。
- エ．仮に本債権譲渡の時点で本特約が付されており、B社が本特約について善意かつ無重過失であった場合、S社はB社に弁済しなければならず、B社が本特約について悪意又は重過失であった場合、S社はB社に弁済することができない。
- オ．仮に本債権譲渡の時点で本特約が付されており、B社が本特約について悪意又は重過失であった場合、S社に対してA社に弁済するように催告し、S社がその期間内に弁済しないときは、B社はS社に直接弁済請求できる。

問題19 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、即決和解に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

＜事例＞

F社はM社よりシステム開発を受託し納品したが、システムに不具合があるとM社からクレームがありトラブルになっていた。その後、補修内容と支払代金の合意がされたため、両社は裁判所で即決和解をすることにした。

- a. 北海道に本社を置くF社と東京都に本社を置くM社が、双方の合意により仙台簡易裁判所に即決和解の申立てをすることができる。
- b. 即決和解にかかる費用は一律ではなく、和解金額に応じて定まる。
- c. 和解の期日に和解が調わない場合において、F社又はM社の申立てがあるときは、直ちに通常訴訟に移行する。
- d. F社が出頭することが困難であると認められる場合、F社が裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を事前に提出し、M社が和解の期日に出頭してその和解条項に応じたときは、両社間に和解が調ったものとみなされる。
- e. 即決和解調書は債務名義となることから、これに基づいて強制執行を行うことができる。

- ア. a、d
- イ. a、e
- ウ. b、c
- エ. b、e
- オ. c、e

問題20 支払督促に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 支払督促の申立ては、原則として、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所の書記官に対して行う。
- イ. 支払督促の申立てを受けた裁判所は、債務者を呼び出し、債務者の主張を聞くこと等はせず、申立書の形式審査のみ行い、支払督促を発する。
- ウ. 債務者に支払督促が送達されてから2週間以内に、債務者が督促異議の申立てをしなかった場合には、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、仮執行宣言をしなければならない。
- エ. 債務者が仮執行宣言付支払督促の送達を受け、これに対し、債務者が直ちに督促異議を申し立てると、仮執行宣言付支払督促は、効力を失う。
- オ. 債権者が仮執行宣言の申立てをすることができる時から30日以内にその申立てをしなかった場合には、支払督促は、その効力を失う。

問題21 以下の＜事例＞に基づいた場合、担保権の実行に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

＜事例＞

X社の法務部長は、商品を納入する取引先Y社が事実上の倒産をしたとの噂を聞いた。X社の法務部長は、Y社がX社に対して債務不履行状態にあるため、Y社の在庫商品から債権を回収しようとY社の倉庫に行ったところ、倉庫にはY社の社長がいた。

- A. Y社の社長は、X社の法務部長に「倒産は事実ではない。X社に対する債務は全て私が保証する。」と言った。書面は交わしていないが、X社とY社の社長との間で保証契約は成立している。
- B. Y社の社長は、X社の法務部長に「X社への支払が難しい。そこにある製品を持って行って構わない。」と言った。その製品が、他社が納入した商品の場合、X社はその製品を代物弁済として受け取ることができる。
- C. Y社の社長は、X社の法務部長に「X社への支払が難しい。そこにある製品を持って行って構わない。」と言った。その製品が、他社が納入した商品であり、X社の法務部長がその商品を譲渡担保として受け取った場合、X社はその製品を自由に売却してその差額をY社と清算することができる。
- D. Y社の社長は、X社の法務部長に「X社への支払が難しい。そこにある製品を持って行って構わない。」と言った。その製品が、自社が納入した商品の場合、X社の法務部長はY社の社長に「売買契約を解除します。」と伝えて自社の製品を引き上げることができる。
- E. Y社の社長は、X社の法務部長を見ると倉庫から立ち去った。Y社の倉庫にある自社が納入した商品がX社に所有権留保されていれば、X社の法務部長は、Y社の倉庫の鍵を壊して中に入り、自社の商品を引き上げて構わない。

- ア. A、B
- イ. B、C
- ウ. C、D
- エ. D、E
- オ. A、E

問題22 以下に示す＜事例＞に基づき、競売手続が進行し、担保不動産が2,000万円で売却された場合、配当と賃借権の登記の扱いに関する組合せとして適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は、B社所有の不動産に抵当権を有しているが、債務履行が困難と判断し、抵当権を実行して債権回収を図りたいと考えている。担保不動産には、次の登記がされている。以下は、登記簿の記載の概要であり、全て同年の日付とする。

また、C社の仮登記は仮登記担保権であり、債権額は600万円とし、各抵当権の現在債権額は登記された債権額があり、根抵当権者の現在債権額は、G社が240万円、H社が160万円あるものとして、G社からH社への、根抵当権一部譲渡に優先の定めはないものとする。

甲区－C社：順位2番 所有権移転請求権仮登記 9月2日

乙区－D社：順位1番 賃借権設定 8月10日

A社：順位2番 抵当権設定（債権額700万円）9月5日

E社：順位3番 抵当権設定（債権額500万円）10月7日

F社：3番付記1号 3番抵当権移転（原因 債権譲渡）11月8日

G社：順位4番 根抵当権設定（極度額400万円）10月10日

H社：4番付記1号 4番根抵当権一部譲渡 12月7日

ア．A社：700万円	F社：500万円	H社：80万円
イ．C社：600万円	D社：消滅	H社：80万円
ウ．D社：存続	A社：700万円	G社：100万円
エ．D社：存続	E社：500万円	G社：120万円
オ．E社：500万円	G社：100万円	H社：100万円

問題23 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、Bの財産の強制執行に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は、自然人Bに対して金銭債権の支払請求訴訟を提起し、勝訴判決を得て、判決は確定した。

- ア．A社が、Bの所有動産に対して強制執行する場合、Bの生活に欠くことのできない衣服、寝具、家具等は差し押さえることができないとされているが、過去には贅沢品とされたテレビも近時は一定の要件の下でこれに含まれるものとされる。
- イ．Bの所有不動産に対する強制競売手続開始決定がされ、当該不動産に差押登記がされたとしても、Bは当該不動産を使用収益することができる。
- ウ．裁判所がBに対して差押命令を発する場合には、事前に差し押さえるべき債権の有無等について、Bに審尋を行う。
- エ．Bが保有する債権に対する強制執行は、裁判所の差押命令により行われるが、差押えの効力は、第三債務者に差押命令が送達されたときに生ずる。
- オ．動産に対する強制執行は、執行官が目的物を差し押さえることにより開始されるが、債務者であるBが占有する動産に対する差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

問題24 民事保全に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．保全命令に関する申立てでは、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性について証明は必要とされず、疎明で足りる。
- イ．保全手続に関する裁判に関する審理方法は、書面審理、任意的口頭弁論、債権者・債務者双方の審尋を行うことが通常である。
- ウ．裁判所は、債権者に担保を立てさせないで保全命令の発令をすることができるが、担保を立てさせるのが通例である。
- エ．債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が、債務者への弁済を禁止する命令を第三債務者に対し発する方法により行う。
- オ．占有移転禁止の仮処分は、債務者が訴訟係属中に目的不動産の占有を第三者に移してしまい、明渡しの強制執行ができなくなるおそれがある場合に用いられる。

問題25 以下の＜事例＞に基づいた場合、甲から相談を受けた乙の回答として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は不況のあおりを受け経営難に陥り、自ら民事再生手続開始の申立てを行った。A社と取引関係があったB社の代表取締役甲は、自社の経営に影響が出ること を危惧し、民事再生手続について乙に相談をした。

ア. 甲：A社の経営者は経営権を失い退くことになるのでしょうか。

乙：いいえ。A社の経営者は、原則として、民事再生手続開始決定後も経営を続けることができます。

イ. 甲：B社は、A社に対して売掛金債権を有していますが、民事再生手続外で弁済を受けることはできますか。

乙：売掛金債権が民事再生手続開始前の原因に基づいて生じた債権である場合は、民事再生手続外で弁済を受けることはできません。

ウ. 甲：B社が民事再生手続に参加するにはどうすればいいですか。

乙：再生債権者であるB社は、再生債権の届出をすべき期間内に再生債権の届出をしなければなりません。

エ. 甲：B社はA社に対して貸金債権も有しており、当該債権の担保としてA社の甲不動産に抵当権の設定を受けているのですが、抵当権の行使は制限されますか。

乙：はい。民事再生手続によって担保権の行使も制限を受けるので、抵当権を行使することはできません。

オ. 甲：再生計画案が可決されるための要件は何ですか。

乙：再生計画案が可決されるには、議決権を行使できる再生債権者（議決権者）の過半数の同意及び議決権者の議決権の総額の2分の1以上の議決権を有する者の同意がなければなりません。

問題26 会社更生手続に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

ア. 会社更生法は、株式会社のみを対象とした手続である。

イ. 会社更生手続開始の決定と同時に、会社の経営権は、従来の経営陣から裁判所が選任する管財人に移る。

ウ. 会社更生手続開始の決定後であっても、更生会社の財産につき、抵当権を有していた債権者は、その抵当権を実行することにより、債権の回収を行うことができる。

エ. 会社更生手続開始の決定後であっても、債権者は、更生会社の保証人から債務の弁済を受けることができる。

オ. 管財人は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して、裁判所に提出しなければならない。

問題27 A社はB社に対して売掛債権を有していたが、B社から私的整理の通知が届いた。
A社の事業担当者Xと法務担当者Yの会話における下線部（ア）～（オ）の内容
において適切なものは、次のうちどれか。

- X：取引先のB社から私的整理をする旨の通知が届いた。この通知には弁護士名は特に記載されていないが、弁護士が関与していなくても私的整理というのはできるのか。
- Y：（ア）私的整理を実行する際には、弁護士に委任しないでB社自身で行ってもよい。
- X：通知には、債権者会議の開催と、同会議に出席してほしい旨の記載があったが、出席すべきだろうか。
- Y：（イ）当社が債権者会議に出席しなかった場合、当社がB社に対して有している売掛債権が失効し、消滅してしまうことになるので、出席するべきである。
- X：なるほど。債権者会議では何をするのが一般的なのか。
- Y：（ウ）債権者会議では、まず整理の基本方針が話し合われ、法律の規定に定められた手続に則って債権者委員が選任されることになる。
- X：例えば、B社が恩義のあるC社に優先して支払をしていたということが発覚した場合、どうなるのか。
- Y：（エ）B社が一部の債権者に優先して支払をしていたような場合には、債権者会議での多数決によって否認されることになる。
- X：私的整理は法的整理手続に比べてどのようなメリットがあるのか。
- Y：（オ）私的整理は、法的整理手続に比べて特定の強硬な債権者が無理を通すことを避けることができ、公平な分配が期待できる点が長所とされる。

問題28 民事訴訟に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．取引先から商品の代金を支払ってもらえず、訴訟外での話合いに全く応じてもらえない場合には、民事訴訟を提起して権利を実現するという選択をすることになる。
- イ．民事訴訟において当事者間に争いのある事実を認定してもらうためには、当事者の言い分を主張するだけでは困難であり、客観的な証拠を提出することが不可欠である。
- ウ．裁判所に提出する証拠の収集のために、必要であれば弁護士に依頼して弁護士法の規定に基づく弁護士会照会を行うこともある。
- エ．民事訴訟において終局判決が出された場合、判決に不服がある訴訟当事者は、控訴・上告を行い、上級の裁判所に対して審理を求めることができる。
- オ．裁判上の和解をした場合であっても、和解の内容に不服がある訴訟当事者は、終局判決がなされた場合と同様に、控訴・上告等の不服申立てをすることができる。

問題29 証拠調べに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 裁判所に特定の証拠方法の取調べを請求するには、裁判所への証拠の申出が必要であるが、それを記載した書面を相手方当事者に対して直送（手渡し、郵送、ファクシミリ送信）する必要はない。
- イ. 人証には、証人、当事者本人があるが、鑑定人は入らない。
- ウ. 当事者尋問と証人尋問が行われる場合に、まず証人を尋問し、当事者尋問を先行させることはできない。
- エ. 証人は、一定の場合には証言を拒絶することが認められているが、当事者については、正当な理由があつて陳述を拒絶しても不利な扱いを受ける。
- オ. 私文書については、本人の署名又は押印があるときは、真正に成立した文書と推定される。

問題30 確定判決の効力が及ぶ者の範囲について、民事訴訟法115条1項は以下のように規定している。判決の効力に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

第百十五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

- 一 当事者
- 二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人
- 三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人
- 四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

- ア. 甲が乙に対して、貸金の返還を求める訴えを提起し、甲の請求を認容する判決が確定した場合において、その後に甲が死亡し、丙のみが甲を相続した場合、丙には確定判決の効力が及ぶ。
- イ. 甲が債権者代位権に基づき乙が丙に対して有している貸金債権についてその返還を求める訴訟を、丙を被告として提起し、甲の請求を認容する判決が確定した場合、甲と丙との間の確定判決の効力は乙に及ぶ。
- ウ. 甲が乙に対して、貸金の返還を求める訴えを提起し、甲の請求を認容する判決が確定した後で、甲から当該債権を譲り受けた丙には、甲と乙との間の確定判決の効力が及ぶ。
- エ. 甲が乙に対して建物収去土地明渡しを求める訴えを提起し、甲の請求を認容する判決が確定した場合、判決確定後に乙から当該建物を譲り受けた丙に対して、甲と乙との間の確定判決の効力は及ばない。
- オ. 甲の乙に対する動産引渡請求訴訟において、甲の請求を認容する判決が確定した場合には、乙から依頼を受けて動産を保管している丙については、甲と乙との間の確定判決の効力が及ぶ。

問題31 保全命令に対する不服申立てに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。
なお、以下に参考として、民事保全法の一部抜粋を示す。

第二十六条 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

第二十七条 保全異議の申立てがあった場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分取消しを命ずることができる。

第四十一条 保全異議又は保全取消しの申立てについての裁判（第三十三条（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による裁判を含む。）に対しては、その送達を受けた日から二週間の不変期間内に、保全抗告をすることができる。ただし、抗告裁判所が発した保全命令に対する保全異議の申立てについての裁判に対しては、この限りでない。

2 原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保全抗告の理由の有無につき判断しないで、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

3 保全抗告についての裁判に対しては、更に抗告をすることができない。

ア．保全異議の申立ては、保全命令を発した裁判所の上級審に対して申し立てる。

イ．保全異議の申立てをした場合、保全執行は当然に止まる。

ウ．裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

エ．保全抗告は、保全異議又は保全取消しの申立てについての裁判に対して、いつでも行うことができる。

オ．保全抗告についての裁判に対して不服があるときは、更に抗告をすることができる。

問題32 以下の＜事例＞に基づいた場合、A社の対応に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

A社は依頼を受けてB社にお金を貸したが、支払の約束の期日が到来してもB社が返済に応じない。

- ア．A社がB社に対して貸金の返還訴訟を提起するにあたって弁護士に依頼した場合、弁護士費用については、後にA社が勝訴したとしても、原則として、A社の負担となる。
- イ．A社がB社に対して、80万円の貸金返還請求と70万円の貸金返還請求とを併せて裁判所に訴訟提起する場合、その管轄は、簡易裁判所ではなく地方裁判所となる。
- ウ．A社がB社に対して、貸金の返還訴訟を提起したが、お金を貸したことについての借用書、その他の書面がない場合には、代わりに金銭の受渡しについての証人の証言を証拠と申し出ることができる。
- エ．A社のB社に対する貸金の返還訴訟において、貸金の連帯保証人であるC社が、訴訟においてB社側に補助参加する旨の申立てをしても認められない。
- オ．A社とB社との間で作成した債務の弁済に関する公正証書において、強制執行を受けても異議がない旨の文言が記載されており、B社が債務を履行しないときは、A社は訴訟を提起するまでもなく、直ちに強制執行を申し出ることができる。

問題33 国際契約で紛争解決条項のドラフトを作成する場合、仲裁か裁判かを選択する検討が必要になる。裁判か仲裁かの選択に関する記述として最も適切なものは、次のうちどれか。

- ア．裁判と仲裁のいずれにも陪審による審理があることから、陪審の有無が仲裁を選択する理由にはならない。
- イ．仲裁判断がなされても、常に裁判所に上訴することができることから、裁判か仲裁かによらず解決に要する時間に差異はない。
- ウ．金銭消費貸借契約に関する紛争については、争点は比較的少なく事実認定も比較的容易であることに加え、費用を低額に抑えることができることから、裁判よりも仲裁が望ましいとされる。
- エ．原油の売買における品質に関する争いのような専門的知識が必要となる紛争の解決方法には、裁判よりも仲裁が望ましいとされる。
- オ．裁判と仲裁のいずれも手続が公開されることから、秘密保持が仲裁を選択する理由にはならない。

問題34 国際貿易取引におけるINCOTERMS（2010、2020を含む）に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．E X W（Ex Works）とは、買主の工場で貨物を引き渡す条件で、引渡しの時点で費用負担も危険負担も売主から買主に移転する。
- イ．INCOTERMSは、輸出者と輸入者間での費用負担の範囲と危険負担の範囲に関し、国際商工会議所が制定した取引条件の解釈基準である。
- ウ．INCOTERMSを使うかどうかは取引当事者間の自由であり、INCOTERMSを使用しなくてはならないわけではない。
- エ．INCOTERMSを契約書において使用する場合、何年版のINCOTERMSであることを明記することが解釈上の疑義を防ぐためにも望ましい。
- オ．F A S（Free Alongside Ship）、F O B（Free On Board）、C F R（Cost and Freight）、C I F（Cost, Insurance and Freight）は、輸送手段が船舶に限定した規則である。

問題35 売買契約（Sale and Purchase Agreement）に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．長期にわたる契約では、その間の取引についての一般的取決めを記載した契約を締結することがあるが、このような契約は、個別売買契約（Individual Sale and Purchase Agreement）と呼ばれる。
- イ．売買契約の引渡し条項において、例えば、「F．O．B．横浜」とすると、売買契約の目的物である商品の損失リスクは、横浜の輸出港を本船が出発した時に買主に移転することになる。
- ウ．製品の売買契約において、製品保証について契約書で規定されていなければ、製品保証に関する契約上の責任を負うことはない。
- エ．国際売買契約においては、「国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）」が適用され、当事者間の合意で適用を排除することはできない。
- オ．スポット型売買契約や個別売買契約については、正規の契約書に代えて、企業ごとにあらかじめ裏面に契約条件を記載した注文書や注文請書のひな形を用いて売買取引が行われることが多い。

問題36 以下に示す＜事例＞に基づいた場合、日本の関係法令に基づく準拠法の適用に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

日本法人A社と米国法人B社が、I T機器Xの売買に関する契約の交渉を行い、B社から契約書のドラフトが送付されてきた。A社では早速、法務部員がドラフトの検討を開始した。

- ア．契約の準拠法を決定する場合、A社・B社間の交渉において、当事者国以外の第三国の法律を準拠法にすることをA社が提案したときには、B社はこれを拒否することはできない。
- イ．A社・B社間において、準拠法に関する定めがない場合、A社・B社間で準拠法の定めについて争いが生じたときには、日本の裁判所は、A社・B社間の契約が成立した土地の法律を準拠法とすることができる。
- ウ．A社がB社に対して、「準拠法に関する規定と、裁判管轄に関する規定とは常に一致していなくてはならない。」と主張した場合、B社は当該主張に従わなくてはならない。
- エ．B社はA社に対して、「準拠法はあくまでも契約上の任意の規定にすぎないことから、自国の裁判所で訴訟を提起すれば、自国の法律が適用される。」と主張した場合には、A社はB社の主張に従わなくてはならない。
- オ．A社・B社間の契約において、準拠法の規定を定めておけば、当事者間における契約の解釈・履行に関する法的関係のみならず、I T機器Xの売買に関連した一切の法的関係についてA社とB社が準拠法として合意した国とは別の国の法律が適用されることはない。

(問題は、次のページに続きます。)

問題37 企業買収の交渉過程において、日本国で締結された以下の＜資料＞に示す Memorandum of Understandingに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

＜資料＞

Memorandum of Understanding

This Memorandum of Understanding is made as of the 15th day of June 2020 by and between (“Seller”) and (“Buyer”) in respect of Buyer’ s possible acquisition of all the shares and interests in ABC Corporation (“ABC”) held by Seller.

Article 1

Seller shall sell all the shares and interests in ABC subject to the following conditions to be satisfied:

(中略)

Article 2

The Definitive Agreement shall provide that the consideration to be paid by Buyer shall be made (i) 70% on the Closing Date and (ii) 30% shall be held in an interest bearing account for one year in order to secure any losses and/or damages for Buyer.

Article 3

This Memorandum shall come into force from the date of this Memorandum and shall be valid for the period of three (3) months.

Article 4

The Parties agree that any information related to the performance of this Memorandum shall be kept strictly confidential and shall not be disclosed to any other person or entity without prior written consent of the other parties.

(中略)

Article 5

During the term of this Memorandum, Seller shall not have any discussions with anyone other than Buyer concerning the sale of any shares of ABC.

Article 6

Expenses incurred for the due diligence shall be paid by Buyer.

Article 7

This Memorandum shall be construed in and governed by the laws of state of New York.

Article 8

This Memorandum is not legally binding except the Articles 4, 5, 6 and 7.

- ア. 独占交渉権に関する条項は、法的拘束力があると解される。
- イ. Memorandum of Understandingとタイトルが付されているので、授受させる情報に関する当事者の守秘義務について、法的拘束力が生じることはない。
- ウ. デュー・ディリジェンスの目的で負担した経費の精算を買主が売主に請求した場合、売主は応じる必要がある。
- エ. 支払条件に関する条項は、法的拘束力があると解される。
- オ. このMemorandum of Understandingの解釈は、締結地である日本法によることになる。

問題38 EU一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 我が国は、GDPR上の個人データ保護に関し、「十分なレベルの保護措置」を確保している国との認定を、欧州委員会から受けていない。
- イ. 米国は、GDPR上の個人データ保護に関し、「十分なレベルの保護措置」を確保している国との認定を、欧州委員会から受けている。
- ウ. GDPRにおいては、個人データ保護に関し、「十分なレベルの保護措置」を確保している国以外への越境移転を禁止しており、例外は認めていない。
- エ. EUデータ保護指令とGDPRの適用のある国と地域は、同一である。
- オ. 米国において、特定の州でGDPRと類似した規制を制定する例が見られる。

問題39 国際税務の動向に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）により、インターネットを通じたサービス提供によって、世界各国で事業を展開している収益性の高い多国籍企業に対し、市場国における課税を可能とするいわゆる「デジタル課税」制度の導入が加盟国で合意された。
- イ. OECDにおいて、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」が公表されたが、我が国は、共通報告基準（CRS）の枠組みには参加していない。
- ウ. 税率の高い国に所在する会社が、税率の低いいわゆるタックスヘイブンの国に所在するグループ会社に帳簿上の利益を移転し、税を逃れる行為は、各国法において合法のため、国際上、特に問題視されてはいない。
- エ. 特定の国からの違法な課税回避と、いわゆる資金洗浄（マネーロンダリング）については、必ずしも関連性が認められておらず、租税に関する犯罪により生じた収益を資金洗浄する行為を犯罪とする取組はいまだなされていない。
- オ. 租税条約が締結されていない国の居住者や外国法人に対しては、OECDモデル租税条約又は国際連合モデル租税条約のいずれかの規定が適用される。

問題40 米国の民事訴訟制度と日本の民事訴訟制度の比較に関する記述として不適切なもの
の組合せは、次のうちどれか。

- A. 米国の陪審制度においては、当事者の一方が陪審による裁判を拒否した場合、陪審なしの裁判となる。
- B. 米国の裁判では、広範囲なディスカバリー制度があるのに対し、日本の裁判では、米国と比較して広範囲な証拠開示手続とはいえないが、一定範囲内で証拠の開示が認められる。
- C. 米国の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟は、日本の裁判と比較し、損害賠償額が高額になることが多いといわれる。
- D. 米国と日本の裁判の両方において、裁判地を変更することを求める移送の申立てができる。
- E. 米国・日本いずれにおいても、損害賠償請求訴訟において、加害者の不法行為の度合いが高い場合に懲罰的損害の賠償が認められる。

- ア. A、B
- イ. A、E
- ウ. B、D
- エ. C、D
- オ. D、E